明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（一）　二
○経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行令の一部を改正する政令（二）　九

〔条　約〕
○原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の協定（一）　九

〔省　令〕
○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（財務三）　三
○法人税法施行規則の一部を改正する省令（同四）　四
○経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業一）　七

〔告　示〕
○原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の協定の効力発生に関する件（外務一）　一〇
○原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の協定についての合意された議事録の署名に関する件（同二）　一〇

本号で公布された法令のあらまし

◇東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一号）（財務省）

1　復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、対象となる建築物整備事業の用に供する建物及びその附属設備の要件等を定めることとした。（第一二条の二、第一七条の二、第二二条の二関係）

2　復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の特別税額控除制度について、被災雇用者等の範囲等を定めることとした。（第一二条の三、第一七条の三、第二二条の三関係）

3　復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却制度について、開発研究の範囲等を定めることとした。（第一二条の五、第一七条の五、第二二条の五関係）

4　再投資等準備金制度について、積立限度額となる適用年度の所得の金額等を定めることとした。（第一八条の三、第二三条の三関係）

5　この政令は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

◇経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二号）（経済産業省）

1　経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項の政令で定める経済連携協定として、経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定（以下「日ペルー協定」という。）を定めることとした。（第一条関係）

2　法第二条第四項の政令で定める経済連携協定として、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（以下「日メキシコ協定」という。）及び日ペルー協定を定めることとした。（第二条関係）

3　法第三条第五項の政令で定める経済連携協定として、日ペルー協定を生産者等から交付を受けた第一種原産品誓約書を経済産業大臣に提出することができるものとして定めることとした。（第三条関係）

4　法第五条の政令で定める期間として、日ペルー協定に係る発給申請書及び証明資料の経済産業大臣が保存すべき期間等を定めることとした。（第四条関係）

5　日ペルー協定に係る法第三〇条第一項の政令で定める期間として、第一種特定原産地証明書に関する情報の提供を求められた場合に経済産業大臣が回答すべき期間を定め、日メキシコ協定に係る当該期間を改め、及び日メキシコ協定及び日ペルー協定に係る同条第三項の政令で定める期間として、第二種特定原産地証明書に関する情報の提供を求められた場合に経済産業大臣が回答すべき期間を定めることとした。（第六条関係）

6　この政令は、各協定に係る効力発生の日から施行することとした。

◇原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の協定（条約第一号）（外務省）

この協定は、ヨルダンとの間で原子力の平和的利用における協力を行うことを目的としたものであり、その概要は、次のとおりである。

1　この協定の下での協力は、専門家及び研修生の交換、公開の情報の交換、核物質、資材、設備及び技術の供給、この協定の範囲内の事項に関する役務の提供及び受領等の方法により行うことができる。この協力は、ウラン資源の探鉱及び採掘、軽水炉の設計、建設及び運転、軽水炉の安全及び防護、放射性廃棄物の処理及び処分、放射線防護及び環境監視、放射性同位元素及び放射線の研究及び応用等の分野において行うことができる。ただし、ウランの濃縮、使用済核燃料の再処理、プルトニウムの転換及び資材の生産のための技術及び設備並びにプルトニウムは、この協定の下では移転されない。（第二条関係）

2　1の協力は、この協定及びそれぞれの国において効力を有する法令に従うものとし、かつ、核物質等の供給に係る協力については、それぞれの締約国政府が国際原子力機関の保障措置の適用を受諾していることを必要とする。（第三条関係）